

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	1頁
	○ 斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則	社会教育・文化財保護課	2頁
告 示	○ 三重県指定有形文化財の指定	社会教育・文化財保護課	5頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	5頁
公 告	○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	5頁
	○ 公立学校の設置届の受理	学校経理・施設課	6頁
	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	6頁
人事異動	○ 三重県教育委員会委員の異動について	教育総務課	7頁
お知らせ	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	7頁
	○ 一般競争入札の落札者の決定について	教育総務課	8頁
	○ 随意契約の相手方の決定について	教育総務課	8頁

### 規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

#### 三重県教育委員会規則第五号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
第二十七条 前二条に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表に掲げる職を置くことができる。			第二十七条 前二条に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表に掲げる職を置くことができる。		
職	職を置く課所等	職務の権限	職	職を置く課所等	職務の権限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学校防災 推進監	(略)	(略)	学校防災 推進監	(略)	(略)
特別支援 学校整備 推進監	本庁に限る。	上司の命を受けて、 特別支援学校の整 備に関する事務を 処理する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正)

2 三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第一条関係）		別表（第一条関係）	
機関	職	機関	職
事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事	事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事
教育支援事務所	所長	教育支援事務所	所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長 副参事	埋蔵文化財センター	所長 副所長 副参事
総合博物館	館長 副館長 専門監 副参事	総合博物館	館長 副館長 専門監 副参事
齋宮歴史博物館	館長 専門監 副参事	齋宮歴史博物館	館長 専門監 副参事
美術館	館長 副館長 専門監 副参事	美術館	館長 副館長 専門監 副参事
図書館	館長 専門監 副参事	図書館	館長 専門監 副参事
高等学校	校長 准校長 教頭	高等学校	校長 准校長 教頭
特別支援学校	校長 教頭	特別支援学校	校長 教頭
市町村立学校職	校長 教頭	市町村立学校職	校長 教頭
員給与負担法 （昭和二十三年 法律第百三十五 号）第一条に規 定する学校		員給与負担法 （昭和二十三年 法律第百三十五 号）第一条に規 定する学校	

齋宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県教育委員会規則第六号**

齋宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

齋宮歴史博物館条例施行規則（平成元年三重県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

特別観覧許可申請書

年 月 日

齋宮歴史博物館長様

住所（所在地）

団 体 名

氏名・代表者氏名

電 話 番 号

下記のとおり特別観覧の許可を受けたいので申請します。

記

観覧の目的			
観覧の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
観覧の方法	熟覧・実測・拓本・摸写・模造・撮影・画像データの利用・複製・複写		
観覧資料の名称	点 数		
備考			

第2号様式（第5条関係）

第 号

特 別 観 覧 許 可 書

年 月 日

(申請者) 様

齋宮歴史博物館長 ㊟

年 月 日付で申請のあった特別観覧は、下記のとおり許可します。

記

観 覧 の 目 的		
観 覧 の 日 時	年 月 日 時から	
	年 月 日 時まで	
観 覧 の 方 法	熟覧・実測・拓本・摸写・模造・撮影・画像データの利用・複製・複写	
観 覧 資 料 の 名 称	点	数
備 考		
観 覧 の 料 金		円

(注) この許可書は、特別観覧をする際当博物館職員に提示して下さい。

附 記

この規則は、令和11年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第7号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定しましたので、同条例第5条第4項の規定により告示します。

令和3年3月24日

三重県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造神像	5軀 男神女神坐像 2軀 女神坐像 1軀 神像 2軀	四日市市下之宮町319	宗教法人 耳常神社
彫刻	塑造仏頭	1個	四日市市西日野町2970	宗教法人 顕正寺
古文書	神島入荒布船木札	6枚	鳥羽市神島町1番地	宗教法人 八代神社

訓 令

教委訓第4号

局 中 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年3月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令  
三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) (1)～(12) (略) (13) 班長 組織規則第25条第7号に規定する班長をいう。 (14)～(15) (略)	(定義) 第2条 (略) (1)～(12) (略) (13) 班長 組織規則第25条第6号に規定する班長をいう。 (14)～(15) (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和3年3月30日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
伊勢市立神社小学校	令和3年3月31日	学校を統合するため
伊勢市立大湊小学校		
尾鷲市立三木小学校	令和3年3月31日	現在休校中であり今後も再開の見込みがないため
尾鷲市立三木里小学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

令和3年3月30日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
伊勢市立みなと小学校	伊勢市大湊町1282番地	令和3年 4月1日	神社小学校と大湊小学校を統合し、新たにみなと小学校を設置するため

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和3年3月30日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
津市立安東幼稚園	令和3年3月31日	現在休園中であり今後も再開の見込みがないため
四日市市立高花平幼稚園	令和3年3月31日	隣接する私立保育所が地域の教育認定の受入を確保し、認定こども園へ移行することになったため
四日市市立楠北幼稚園	令和3年3月31日	四日市市立楠こども園を設置するため
四日市市立楠南幼稚園		
いなべ市立ふじわら幼稚園	令和3年3月31日	現在休園中であり今後も再開の見込みがないため
志摩市立国府幼稚園	令和3年3月31日	現在休園中であり今後も再開の見込みがないため
志摩市立和具幼稚園		

人 事 異 動

任期満了に伴い、次のとおり三重県教育委員会委員の異動がありました。

令和3年3月30日

三重県教育委員会

就任 栗須百合香  
任期 令和3年3月25日から令和7年3月24日まで

退任 黒田美和  
退任年月日 令和3年3月24日まで

お 知 ら せ

令和3年3月30日付け三重県公報第195号に、教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第七号**

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> ~~第四号~~）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																	
<p>別表第二（第十一条の二関係） へき地学校級別指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">学 校 名</th> <th style="width: 30%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">一 級</td> </tr> <tr> <td>伊賀市立比自岐小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾鷲市立梶賀小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第三（第十一条の二関係） へき地学校に準ずる学校指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>松阪市立有間野小学校</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	級別区分	(略)	(略)	(略)	一 級	伊賀市立比自岐小学校		(略)		尾鷲市立梶賀小学校		(略)		(略)		(略)		備考 (略)		学 校 名	(略)	松阪市立有間野小学校	<p>別表第二（第十一条の二関係） へき地学校級別指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">学 校 名</th> <th style="width: 30%;">級別区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">一 級</td> </tr> <tr> <td>伊賀市立比自岐小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾鷲市立三木小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾鷲市立梶賀小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北牟婁郡紀北町立海野小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第三（第十一条の二関係） へき地学校に準ずる学校指定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>松阪市立有間野小学校</td> </tr> <tr> <td>北牟婁郡紀北町立西小学校</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	級別区分	(略)	(略)	(略)	一 級	伊賀市立比自岐小学校		尾鷲市立三木小学校		(略)		尾鷲市立梶賀小学校		北牟婁郡紀北町立海野小学校		(略)		(略)		備考 (略)		学 校 名	(略)	松阪市立有間野小学校	北牟婁郡紀北町立西小学校
学 校 名	級別区分																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	一 級																																																	
伊賀市立比自岐小学校																																																		
(略)																																																		
尾鷲市立梶賀小学校																																																		
(略)																																																		
(略)																																																		
(略)																																																		
備考 (略)																																																		
学 校 名																																																		
(略)																																																		
松阪市立有間野小学校																																																		
学 校 名	級別区分																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	一 級																																																	
伊賀市立比自岐小学校																																																		
尾鷲市立三木小学校																																																		
(略)																																																		
尾鷲市立梶賀小学校																																																		
北牟婁郡紀北町立海野小学校																																																		
(略)																																																		
(略)																																																		
備考 (略)																																																		
学 校 名																																																		
(略)																																																		
松阪市立有間野小学校																																																		
北牟婁郡紀北町立西小学校																																																		

(略)
(略)
備考 (略)
別表第四 (第十一条の二関係) 特別の地域に所在する学校指定表
学 校 名
(略)
尾鷲市立賀田小学校
北牟婁郡紀北町立西小学校
(略)
(略)
備考 (略)

(略)
(略)
備考 (略)
別表第四 (第十一条の二関係) 特別の地域に所在する学校指定表
学 校 名
(略)
尾鷲市立賀田小学校
(略)
(略)
備考 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託                              |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課                       |
| 3 | 落 札 者 決 定 日   | 令和3年3月15日  |
| 4 | 落 札 者         | 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目3番10号東海ビル3階306号室<br>株式会社アプソル 代表取締役 志水秀成 |
| 5 | 落 札 金 額       | 入札価格 36,360,000円<br>契約金額 39,996,000円                   |
| 6 | 決 定 手 続       | 一般競争入札   |
| 7 | 入 札 公 告 日     | 令和3年1月29日  |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用                                  |
| 2 | 担 当 部 局       | 三重県津市広明町13番地<br>三重県教育委員会事務局教育総務課                         |
| 3 | 契約の相手方を決定した日  | 令和3年3月1日   |
| 4 | 契 約 の 相 手 方   | 三重県津市あかつ台四丁目7番地1<br>株式会社ZTV 取締役社長 田村欣也                   |
| 5 | 契 約 金 額       | 38,794,800円（うち消費税及び地方消費税 3,526,800円）                     |
| 6 | 決 定 手 続       | 随意契約   |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

発 行

津市広明町13番地 三重県教育委員会